

平成20年4月から

## 後期高齢者医療制度が始まります

来年の4月から、現在の老人保健制度が変わり、「後期高齢者医療制度」が始まります。その運営は香川県内すべての市町が加入する「香川県後期高齢者医療広域連合」が行います。

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>広域連合とは</p>     | <p>複数の地方公共団体が、自らの業務を広域にわたり共同で処理するために設置する「特別地方公共団体」です。香川県では、平成19年1月15日に県内すべての市町が加入して設立し、新制度における保険料の決定や医療の給付等を行います。</p>  |
| <p>新制度の対象者</p>    | <p>75歳以上(一定程度の障害がある方は65歳以上)の方が新制度の対象者です。</p>                                |
| <p>新制度での市の業務</p>  | <p>保険料の徴収や申請・届出の受付などの窓口業務です。被保険者の皆さんと広域連合の間の橋渡しをします。</p>   |
| <p>医療機関での受診方法</p> | <p>広域連合が交付する「被保険者証」を病院の窓口で提示して受診します。(被保険者証は、平成20年3月中旬に皆さんのお手元に送付します)</p>  |
| <p>病院等受診時の負担額</p> | <p>医療費の自己負担は1割負担です。ただし、所得が多い方は3割負担していただきます。<br/>また、1カ月の医療費が高額になった場合の「高額療養費」の支給等は、従来の老人保健と同様の給付が受けられます。</p>   |
| <p>新制度の財源</p>     | <p>新制度の医療費等の財源は、公費負担(国・県・市町)や現役世代からの支援以外に、残りの1割を高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます。</p>  |
| <p>保険料</p>        | <p>皆さんの保険料は広域連合が決定しますが、具体的には被保険者の加入者数に応じた「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」の合計額になります。<br/>また、所得が少ない方や、被用者保険の被扶養者であった方は保険料が軽減される場合があります。</p>                           |

問い合わせ

医務国保課

香川県後期高齢者医療広域連合事務局

62 - 1123

087 - 811 - 1866